

62-1

米国環境保護庁 (EPA) の学校のアスベスト
含有物に関する最終規則公示
(52 FR 41826-41898)

米国EPA は1987年10月17日、学校におけるアスベスト含有物に関する最終規則を定め、1987年10月30日、官報に公示した。この公示は規則の前文及び主文（規則の条項を含む）よりなっている。本稿はその前文の中から、「要旨」、「日付」、及び「補足的情報」のうちの「I. 背景」の部分を翻訳又は要約し、主文のうち、主要な規則の条項を翻訳したものである。以下に本公示の目次を示す。 （紹介した部分に下線を付した。）

前文

要旨

日付

問い合わせ先

補足的情報

I. 背景

A. 本規則に権限を与える法律の説明

B. これまでのEPA のアスベストに関する活動

C. 規則の作成過程

D. EPA の決定の基礎

II. 最終規則の条項

A. 序

B. 定義

C. 地域教育機関の一般的責任

D. 点検及び再点検

E. 試料の採取及び分析

F. 評価

G. 管理計画

H. 対応措置

I. 訓練及び定期的監視

J. 対応措置の完了

K. 認定された者の使用

L. 労働者及び使用者 (occupant) の保護

M. 州のプログラムの免除

N. 記録の保持

O. 強制

P. 輸送及び廃棄

III. 一般からのコメントに対する回答

A. 範囲及び目的

B. 定義

C. 地域教育機関の責任

D. 点検及び再点検

E. 固形アスベスト試料の測定

F. 評価

G. 対応措置

H. 保守・管理、及び作業者の保護

I. 管理計画

J. 州の免除

K. 除外

L. 強制

M. その他の問題

IV. 経済的影響

V. 規則作成記録

VI. 参考文献

VII. 規則評価義務

主文

規則の条項 (Part 763 Subpart E : 学校のアスベスト含有物)

§ 763.80 範囲及び目的

§ 763.83 定義

§ 763.84 地域教育機関の一般的責任

§ 763.85 点検及び再点検

§ 763.86 試料の採取

§ 763.87 分析

§ 763.88 評価

§ 763.90 対応措置

§ 763.91 保守・管理

§ 763.92 訓練及び定期的監視

§ 763.93 管理計画

§ 763.94 記録の保持

§ 763.95 警告標識

§ 763.97 遵守及び強制

§ 763.98 免除：州への委任

§ 763.99 除外

Appendix A 暫定的透過型電子顕微鏡分析法 — 公定法及び非公定法 — 及び対応措置の完了を決定するための公定規定

Appendix B アスベスト含有物の関わる小規模、短期間の保守・管理、修理 (O&M) 活動のための作業規範及び工学的制御

Appendix D アスベスト廃棄物の輸送及び廃棄

(訳者注：Appendix C「EPA の請負業者認定モデルプラン」は既に施行されている。)

米国EPA の学校のアスベスト含有物に関する最終規則

40 CFR Part 763

(OPTS-62048E; FRL-3269-8)

前文

要旨 (全訳)

EPA は有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act, TSCA) Title II § 203 (15 U.S.C. 2643) の下に、すべての地域教育機関が、その学校の建物中のアスベスト含有物 (asbestos-containing materials) を確認し、アスベスト繊維の放出を抑える適切な措置を取ることを義務づける最終規則を公布する。地域教育機関は、その活動を管理計画書に記載しなくてはならない。また、その管理計画書を、すべての関心ある者が入手できるようにし、州知事に提出しなくてはならない。この最終規則は、地域教育機関に対し、アスベストの点検の実施、管理計画の作成、アスベスト制御のための大規模な措置の計画及び実施に、特別に訓練された者を使用することを義務づけている。既に点検を行った地域教育機関及び本最終規則の義務づけと少なくとも同等に厳しい州の義務づけを受ける地域教育機関に対しては、除外が与えられる。

日付 (要約)

本規則は1987年12月14日から発効する。

補足的情報

I. 背景 (要約)

A. 本規則に権限を与える法律の説明

1986年10月22日、レーガン大統領はアスベストの危険性に対する緊急対応法 (Asbestos Hazard Emergency Response Act, AHERA) にサインし、有害物質規制法 (Toxic Substance Control Act, TSCA) の Title II が制定された。TSCA Title II § 203 はEPA に対し、下記について、1987年10月17日までに最終規則を公布することを要求している。

(1) すべての公立、私立の学校の建物の点検

(2) 対応措置が要求される条件

(3) 適切な対応措置の説明